

歓迎 組合加入
新学期、支部内で5名
が加入されました。

北多摩東ニュース

2013
第4号

都教組北多摩東支部
電話 (042) 384・2941
FAX (042) 384・7904
kita-higasi@mvc.
biglobe.ne.jp

5・3 96条を変えること=改憲手続きの緩和は 憲法集会 憲法の原理を壊すこと

安倍首相は憲法「改正」を夏の参議院選挙の争点にしよ
うとしています。今、改憲派
が衆院で多数を占めるなかで
憲法が今までにない重大な情
勢になっています。
集会では、憲法を変えるね
らいと矛盾が多くの人々の発言
で浮き彫りになりました。
まず改憲の発議に必要な9
6条を緩和することで憲法を
変えやすくしようとしていま
す。狙いは9条改憲にありま
すが、まず憲法を変えやすく
すしようとしています。
しかし、96条改定につい
て「憲法が憲法でなくなる」
と反対の声が広がっています
日本の弁護士が全て加入する
日弁連も96条改定は断固反
対という声明を出しました。
改憲派の学者の中からも反
対の声が上がっています。こ
れは、96条が改定の手続き
の問題ではなく、そもそも「憲
法は権力者を縛るもの」とい
う立憲主義の原則を変えてし

ことになるからです。
安倍首相が先の戦争を「侵
略戦争」とすることにあいま
いな発言をしていることなど
も海外のマスコミから痛烈な
批判をあびています。
自民党が発表した「改憲案」
にも時代に逆行するとの声か
あがっています。
立場の違いを超えて憲法を

守り生かそうという声がか
ついています。
これを機会に、みなさん
で憲法を学び、守る運動を
広げましょう。
支部では5月から憲法の連
続講座を開催します。多く
の方の参加をお待ちしてい
ます。(詳しくは裏面を
ご覧ください)

9条改憲反対・憲法を生かす共同を！
憲法記念日の3日、各地で憲法を守り生かす集会がおこなわれ
ました。日比谷公会堂で開かれた「5・3憲法集会」には支部か
ら参加しました。



Q 憲法を守る義務は誰にある？
A 次の人たちです。

99条 天皇又は摂政及び国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

『原水爆禁止世界大会 in 長崎』への参加者を募集

8月7日～9日

福島第一原発事故が起きてから、2年間がたちます。世界の人々が「原発ゼロ」「核兵器のない世界を」をめざす日本の草の根運動に注目しています。この世界大会は国際的に注目され国連代表も参加する予定です。核兵器廃絶の声を世界に発信する場です。

北多摩東支部は、毎年各地区から青年を中心にした代表を世界大会に送るとりくみを進めてきました。ここ数年は10名以上の参加者があり、被爆の事実と被爆者のその後の歴史を学び、平和な世界を子どもたちに手渡すことの大切さを継承してきました。職場や地区から署名・折り鶴・カンパを行い、代表を派遣しましょう！（個人負担は2万円）

